

盛岡市及び盛岡市上下水道局発注工事において 総合評価落札方式を採用する理由

盛岡市及び盛岡市上下水道局発注の建設工事において、「地方自治法施行令」（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の10の2に定める総合評価落札方式により一般競争入札を執行する理由は下記によるものとする。

1 総合評価落札方式標準型の場合

技術的な工夫の余地が大きい工事において、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能や機能の向上、又は社会的要請への対応に関して施工上の技術提案を求め、価格との総合評価を行うことで市が求める工事内容を実現するため。

2 総合評価落札方式簡易型の場合

技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画、施工能力、地域精通度等に基づく技術力と価格との総合評価を行うことで施工の確実性を確保するため。

3 総合評価落札方式特別簡易型の場合

技術的な工夫の余地が小さい工事において、入札参加者の施工能力及び社会性・信頼性等に基づく技術力と価格との総合評価を行うため。